随意契約理由書

１　案件名称

令和５年度　PAジェネレーター定期点検業務委託

２　契約の相手方

株式会社ガスネット

３　随意契約理由

令和２年度より、大阪市立中学校体育館に防災用空調機の設置を行っているが、設置された空調機は都市ガスとプロパンガスの両用タイプ（ハイブリット型）となっており、設備の一部として PA ジェネレーター（PA-13A シリーズ。以下 PA ジェネレーターと言う。）が設置されている。この PA ジェネレーターは「液化石油ガスエア発生装置」であり、プロパンガスを原料として、都市ガスの供給が停止した場合であっても燃料供給が可能なバックアップシステムとなっている。

PA ジェネレーターはＩ・Ｔ・０株式会社の製品であるが、定期点検については、専門の知識及び特殊な装置が必要なため同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

株式会社ガスネットは、Ｉ・Ｔ・０株式会社製 PA ジェネレーターの近畿地区唯一の専属代理店契約相手方であるため、株式会社ガスネットに本業務を委託するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

教育委員会事務局　総務部施設整備課（電話 06-6208-9081）

随意契約理由書

１　案件名称

令和５年度大阪市立学校機械警備業務委託（６ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託（その３）

２　契約の相手方

国際セーフティー株式会社

３　随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（６ブロック）については、委託業者国際セーフティー株式会社と令和5年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２　第１項第２号

５　担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号０６－６２０８－９０８１）

随意契約理由書

１　案件名称

大阪市立小林小学校給食配送業務委託（単価契約）

２　随意契約理由

９月１日 11 時 00 分頃、小林小学校の給食室において、調理釜からの発火で火災が発生したため、直ちに消化活動を行い現在は鎮火したが、黒煙の影響で、給食室が使用出来る状態ではなくなった。

そのため、給食調理については、近隣校の給食室の規模や設備、学校間の距離等を検討し、小林小学校の親校となり得る条件が揃っている学校は泉尾北小学校であったため、直営で実施している泉尾北小学校において、小林小学校全校分の調理業務を実施することとするが、小林小学校まで調理した給食を運搬する業務が必要となり、早急に対応しなければならないため、別添「事業者の選定方法」により業者選定を行い、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号に基づき特名随意契約を締結する。

３　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号

４　担当部署

教育委員会事務局指導部保健体育担当

（電話番号　０６－６２０８－９１４３）

随意契約理由書

１　案件名称

令和５年度平野区加美東二丁目における建設工事に伴う加美遺跡発掘調査業務委託

２　契約の相手方

一般財団法人　大阪市文化財協会

３　随意契約理由

本業務は大阪市都市整備局住宅部による市営住宅建築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査である。

埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産である。そのため文化庁は、発掘調査は埋蔵文化財の保護という公益の実現のための行政措置の一部として行われるべきものであり、調査の質や適正性の確保が必須の要件とする（文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について（報告）』平成２０年）。

また、大阪府教育委員会も「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」により、埋蔵文化財の発掘調査は公的な発掘調査団体が実施することとしている。

公的な団体とは地方公共団体によって設立された外郭団体を指すが、一般財団法人大阪市文化財協会は、市立博物館・美術館などの管理団体であったことから、経済戦略局によって所管される外郭団体で、この基準にある公的機関にあたる。

本市に代わって市内における文化財の調査、整理及び保存等を行っていける本市の外郭団体としては唯一の団体で、昭和５４年に大阪市教育委員会によって設立されて以来、市内の埋蔵文化財発掘調査に従事し、年間５～１０件程度の本市からの委託事業の発掘調査・報告書作成業務をおこない、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等にあたってきた。そのため同協会に委託することが、文化庁の求める調査の質や適正性の確保のためには必要不可欠であるといえる。

以上の理由により、本事業については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当すると判断されることから、同協会と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号適用

５　担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9069）

随意契約理由書

１　案件名称

令和５年度大阪市立学校機械警備業務委託（６ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託（その４）

２　契約の相手方

国際セーフティー株式会社

３　随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（６ブロック）については、委託業者国際セーフティー株式会社と令和４年９月１日から令和９年８月 31 日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号　０６－６２０８－９０８１）

随意契約理由書

１．案件名称

令和５年度大阪市立学校園ストレスチェック制度面接指導等業務委託
（概算契約）

２．契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

３．随意契約理由

教育委員会では平成 28 年度より、改正労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の一次予防を目的に、教職員を対象としたストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して医師による面接指導を行っている。

面接指導については、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成 28 年 4 月・厚生労働省）」において、「面接指導は当該事業場の産業医等が実施することが望ましい。」とされていることから、面接指導を希望する教職員が所属する学校園の学校産業医によって行うことを基本とするが、ストレスチェック制度における面接指導は本市が学校産業医に委嘱している業務に含まれないため、任意の業務として別途、従事についての意向確認を行う必要がある。

全学校産業医への意向確認及び調整（学校産業医が従事を希望しない場合の他校園の学校産業医との調整等）、加入医師による面接指導の実施、実施結果のとりまとめ業務等を遂行できるのは、本市の全学校産業医が加入している上記団体のみである。よって地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断し、随意契約を締結する。

４．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

５．担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
（電話 06-6208-9138）

随意契約理由書

１．案件名称

東成複合施設エレベーター部品交換業務委託

２．契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

３．随意契約理由

東成複合施設（８階東成図書館）のエレベーターについて、令和４年４月 21 日の定期点検において、３・５号機の非常電源用バッテリー、３・４・５号機のかご上コンデンサー、４号機の遮煙気密材、令和４年６月 16 日の定期点検において、１・２号機の非常電源用バッテリー・かご上コンデンサーの経年劣化の指摘があり、１・４号機については巻上ロープ及び調速機ロープが交換基準を超過しているとの指摘があり、当該部品を交換する必要があることが判明した。

東成複合施設のエレベーターは、上記業者の製品であり、製造業者である上記業者以外は、これら交換部品の手配及び、部品交換中の設備の停止等、技術面で対応不可能であり、かつ交換後の性能・作動状態等を保証することができない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

４．根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５．担当部署

大阪市教育委員会　中央図書館総務担当（電話番号　06‐6539-3314）